

# 江東区国民健康保険運営協議会会議録

～令和6年度第1回運営協議会～

書面開催

江東区生活支援部医療保険課

江東区国民健康保険運営協議会会議録  
～令和6年度第1回運営協議会～

1 期間 令和6年8月30日から令和6年9月13日

2 開催方法 書面開催

3 出席者委員 26名

被保険者代表（8名）

大野 浩一	澤井 均	井川 明彦
行田 眞佐枝	伊藤 美穂子	岸 栄子
白鳥 保江	篠山 辰男	

保険医又は保険薬剤師代表（8名）

浅川 洋	城田 和彦	渡部 英一
大塚 正弘	橋本 孝雄	渡邊 広昭
松田 祐一	黒崎 昭夫	

公益代表（8名）

山本 香代子	おおやね 匠	矢次 浩二
三次 ゆりか	赤羽目 たみお	米沢 和裕
惣佐 陽子	亀崎 良一	

被用者保険等保険者代表（2名）

伊藤 修	三好 久雄
------	-------

事務局

生活支援部長	大江 英樹
医療保険課長	加藤 章子
庶務係長	米倉 信之

4 欠席者委員 なし

5 議題 江東区国民健康保険条例の一部改正について

6 会議の概要

(1) 質疑等

- ・本条例案について、徴収の猶予期間を現行6ヵ月から1年に延ばすことについては賛成したい。しかしながら、条文上は文言の整理であるが、健康保険証廃止に伴う措置であり、滞納者への制裁措置を残すという内容であり容認できな

い。また、条例改定で短期証は廃止となるが、現時点で短期証が発行されている被保険者への対応については明らかにされていない。「強引な取り立てが行われるのではないか」と危惧する声が上がっているが、本区はどのように対応していくのか、伺う。

**【回答】**

保険料は納期内に払うことを原則とする一方で、生活が困窮されている方については、医療保険課の窓口で、資格や保険料の納付についての相談や、一部負担金減免、限度額適用認定証などの相談を承ります。また、生活全般の対応をしていく必要がある方には、生活保護の案内等、他法他施策の活用を案内することで、十分な情報提供ときめ細かな相談に応じております。

特別療養費の支給（いわゆる 10 割負担）は、厚生労働省より被保険者資格証明書の交付に代えるものとする旨の通知があることから、短期被保険者証を持つ被保険者が当該支給を受けることとなることは想定しておりません。現行の保険証の種類にかかわらず、支払が困難であると判明した場合は、上記に記載した通り、情報提供や相談にて対応いたします。

- ・ 今回の改正点は、いわゆる「マイナ保険証」に義務化される為に起こる手続き上の事であると理解しましたが、現実問題として、そもそも「マイナ保険証」に移行出来るのか心配であります。

**【回答】**

マイナ保険証を所有していない方には、申請をされることなく、「資格確認書」が交付され、今までの保険証通りに、医療機関の受診が可能です。

江東区の国民健康保険のマイナ保険証登録率は 50% を超えたところであり、マイナ保険証利用率も上昇し続けています。保険証の有効期限を迎える時期までにも、登録率、利用率は上昇し続けることが予測されます。

当面は、マイナ保険証と資格確認書が併存していき、マイナ保険証へは緩やかに移行し続けていくものと認識しています。

**(2) 意見等**

- ・ 現行の保険証廃止について、多くの区民や区内医療機関、医療団体から反対する声が上がっている最中に、保険証廃止を前提としていることや、保険証を返還しない被保険者に 10 万円の過料を科すという罰則規定はそのまま残っていることから反対する。そもそも、国民皆保険制度のもとで、罰則自体に意味があるとは思えない。本条例 28 条については見直すべきである。
- ・ 制度として、国の方針として、「マイナ保険証」に移行するのであれば「承認」

であります。現実問題として果してどうなるのか。自分の周りの現状をみても、マイナンバーカードをそもそも取得していない人、出来ない人、取得していても保険証と紐づけしていない人等、移行が上手くいくのか心配なところではあります。

(3) 書面表決書

- ・提出委員 26名
- ・集計結果 承認 25名 非承認 1名

(4) 江東区国民健康保険条例の一部改正について、原案どおり承認された。

以上